

第2章

事業の概要

(令和5年度)

第2章 事業の概要

1 医療政策課

(令和5年度)

事項名	事業名	概要
地域保健	奈良県保健医療計画	平成25年4月に奈良県が策定した「奈良県保健医療計画」の着実な実施と推進を図る。
	奈良市保健所健康危機管理地域連絡会議	健康危機発生時における体制確保のため、平常時から奈良市保健所管内における関係機関との連携を図る。
	地域保健関係職員等研修会	市民のニーズに対応した保健・医療・福祉の総合的なサービスを提供するため、地域の保健関係職員等に対し、地域保健対策の理念を踏まえた幅広い研修を実施し職員の資質向上を図る。
医療政策	奈良市データヘルス計画	「第3期奈良市データヘルス計画」の策定にあたり、過去の事業実績を評価検証し、次期計画の目標及び取組内容を定め、健康課題解決のために効果的かつ効率的な保健事業を引き続き実施する。
	公的・私的医療機関救急患者受入事業	救急医療体制の強化を図るため、救急患者受入れに要する費用について、救急医療を行う医療機関（市内公立病院を除く）に対して、補助金を交付する。
健康づくり	健康づくり啓発	様々な年代層の市民に役立つ健康に関する情報の提供を行うことで市民の健康の保持増進を図る。
	たばこ対策	喫煙や受動喫煙が及ぼす健康への影響や禁煙方法・新型たばこ等の有害性を含む正しい知識の普及啓発を図る。また、改正健康増進法の周知啓発を図るとともに望まない受動喫煙を防止する。
市立病院診療所	市立奈良病院の管理・運営	平成16年12月に独立行政法人国立病院機構から国立病院機構奈良病院の移譲を受けて開院した市立奈良病院について、奈良市における中核的医療機関として国立病院機構奈良病院の担っていた医療水準を確保するとともに、より診療機能を高め、医療サービスの向上を図る。
	市立診療所及び総合医療検査センターの管理・運営	医療機関の少ない東部地域において地域住民に安定した保健医療サービスを提供するため、5つの市立診療所を設置し、サービスの向上を図る。 休日夜間及び歯科応急診療所は、一次救急医療体制の充実を図り、北和地域の拠点となる診療所を目指す。 総合医療検査センターは、市民の日常の健康増進、疾病の予防及び発見、リハビリテーションまでの包括的な保健医療サービスを効果的に提供することを目指す。
看護専門学校	看護師の養成	市内において看護師が不足している状況の解決を図るために、市立看護専門学校を設置し、看護師の養成を行っている。
新型コロナウイルス対策	新型コロナウイルス対策	新型コロナウイルス対策本部事務局として、会議運営のほか、感染状況に関する情報収集・分析、啓発情報の発信などを行った。

2 健康増進課

(令和5年度)

事項名	事業名	概要
成人保健対策	健 康 教 育	生活習慣病の予防及び健康増進等に関する正しい知識の普及を図り、自分の健康は自分で守るという認識と自覚を高めるために各地域で健康講座等を実施する。
	健 康 相 談	保健師、管理栄養士、歯科衛生士等が、心身の健康に関する個別の相談に応じ健康管理について、指導や助言を行う。
	健 康 診 査 ・ がん検 診	生活習慣病予防対策の一環として、疾患の早期発見・早期治療を目的として、健康増進法に基づく健康診査、がん検診、肝炎ウイルス検診、骨粗しょう症検診及び歯周疾患検診を実施する。
	特 定 保 健 指 導	保健師、管理栄養士等が特定健診の結果から生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による予防効果が期待できる対象者に保健指導を行う。
	訪 問 指 導	保健師、管理栄養士、歯科衛生士、理学療法士等が家庭を訪問し心身機能の低下の防止及び健康増進を図ることを目的とした指導を行う。
健康づくり	啓 発 事 業	「奈良市 21 健康づくり<第2次>」に基づき、健康的な生活習慣の定着を目指し、「健康増進普及月間」「世界糖尿病デー」等において、健康づくりの推進を図る。
	健康づくりボランティアの養成及び支援	奈良市運動習慣づくり推進員と歯のメッセンジャーの養成及び活動を支援し、「奈良市 21 健康づくり<第2次>」を地域で推進する。
予 防 接 種	予 防 接 種 の 実 施 及 び 相 談	感染症の発生及びまん延を予防するため、予防接種の実施とともに、相談及び啓発を行う。また、予防接種による健康被害の救済を行う。

3 新型コロナワクチン接種推進課

(令和5年度)

事項名	事業名	概要
予 防 接 種	新 型 コ ロ ナ ワクチンの接種	新型コロナワクチンの接種体制の整備、関係機関との連絡調整、広報を行い、新型コロナワクチンの接種を行う。

4 母子保健課

(令和5年度)

事項名	事業名	概要
母子保健対策	一般不妊治療費等助成事業	不妊検査や不妊治療に要した費用の一部を助成する。
	不育症検査費用助成事業	厚生労働大臣の定める先進医療に位置付けられた不育症検査に要した費用の一部を助成する。
	不育症治療費等助成事業	不育症検査費用助成事業で助成される検査以外の不育症検査や不育症治療に要した費用の一部を助成する。
	母子保健推進会議	母子保健施策について各関係機関と課題を共有し連携を促進するとともに、母子保健事業の効果的な実施と体制整備を図ることを目的に会議を実施する。
	妊娠判定受診料公費負担事業	特定妊婦と疑われる方を対象に、妊娠に関する経済的負担を軽減し、妊婦健康診査未受診の妊婦の解消を図るため、妊娠判定受診料の公費負担を実施する。
	妊娠届出・母子健康手帳の交付	妊婦に対する健康診査、保健指導等の母子保健の向上に関する行政的措置を早期に実施するため、妊娠の届出書の受理と母子健康手帳の交付を実施する。
	妊婦健康診査	母体や胎児の健康の保持・増進を図るため、妊婦健康診査の公費負担を実施する。また、多胎妊婦に対して、追加で妊婦健康診査の公費負担を実施する。
	母親教室 (はじめてのママパパサロン)	妊娠 22 週以降 32 週未満の初妊婦に、1 回目は妊娠・出産・食事に関する講義と実技・赤ちゃんとの交流を実施、2 回目は夫婦で参加し、出産・育児についての講義と実技で正しい知識の普及を図る。
	妊婦歯科健診(マタニティー歯つびいチェック)	妊娠中の歯周病予防・むし歯予防とかかりつけ歯科医院をもつきっかけづくりとして、歯科健診、歯みがき指導、フッ化物塗布(希望者のみ)を行う。
	高齢妊産婦支援教室(ママ育サロン)	40 歳以上の初妊産婦(初産婦については児が 1 歳未満)を対象にお産の話や赤ちゃんと一緒にできる体操や遊びの実施、子育てに関する情報提供、親同士の交流を図る。
	妊産婦乳児交流会 (妊婦さんとママとパパと赤ちゃんの交流会)	都道府県保健センターにおいて、妊産婦と夫、1 歳未満の乳児とその保護者を対象に、妊娠期からの早期の切れ目ない支援として、お産や子育てに関する情報交換、親同士の交流を図る。
	妊産婦・新生児訪問指導	妊産婦の健康管理や新生児期の発育・栄養・環境等について適切な指導を行うため、助産師・保健師が必要に応じて訪問を行う。
	未熟児訪問指導	未熟児を対象に訪問を行い、保護者の育児不安の解消とともに、医療との連携を図りながら適切な支援を行う。

乳幼児健診 (4か月児健診、 10か月児健診、 1歳7か月児健診、 3歳6か月児健診)	発育・発達の節目である各時期に健診を行うことにより、疾病の早期発見・早期治療・早期療育につなげる。また、育児不安の軽減、虐待の予防を図る。
産後うつ対策事業	精神的な問題を抱える産前産後の母子への支援体制構築にむけて、周産期看護スタッフ連携会議を開催する。また保健・医療の関係機関で適切に連携介入が行えるよう医療機関と事例について支援方法の検討を行う。
産後ケア事業 (奈良市すまいるmamaサポート)	母親の体調不良や育児不安等があり、家族等の援助が受けられない母親と1歳未満の乳児に対して、育児不安の軽減・自立した育児ができるよう、産科医療機関等において、産後ショートステイ(宿泊型)、産後デイケア(日帰り型)のサービスを提供する。
乳幼児教室 (5か月児離乳食教室、1歳0か月児むし歯予防教室、のびのび講座)	5か月児とその保護者を対象に離乳食教室(ぱくぱく教室)で離乳食・子どもの成長・子育て等についての講義、1歳0か月児とその保護者を対象にむし歯予防教室(歯ぴか教室)で歯の手入れ等の講義と実習を行うことで、発育・発達の支援を行う。子育て支援拠点に参加している親子(のびのび講座)に児の生活リズムや発育発達について、家庭での歯みがき習慣の定着や仕上げ磨きの手技の普及のために講話と実習を行う。
児童教室 (すこやかキッズ1・2・3)	都郡保健センターにおいて、幼児期の切れ目ない支援として地域のボランティアと協働し、1歳児・2歳児・3歳児とその保護者を対象に子育てに関する講話やグループワーク等を通じて、保護者間・地域の人と交流を図り、育児不安の軽減と児の発育・発達への支援を行う。
発達支援事業 (発達相談)	幼児健診や保護者からの相談等により精神発達の精密検査が必要と判断された児に対して心理判定員による発達検査を用いた相談を行い、必要に応じて親子教室や医療・療育につなぐことにより発達の支援を行う。
妊娠婦・乳幼児健康相談	妊娠中の不安や心配事及び乳幼児をもつ保護者の子育てに関する心配事などについて、保健師・助産師等が、はぐくみセンター、都郡保健センター、月ヶ瀬健康相談室、西部会館において、また公民館等を巡回し、相談に応じる。
生涯を通じた女性の健康支援事業	生涯を通じた女性の健康の保持増進を図るために、思春期から更年期に至る女性を対象に相談・啓発を実施する。
フッ化物塗布	むし歯予防の効果的な手段及びかかりつけ歯科医をもつきっかけ作りとして2歳0か月から2歳4か月の誕生月までにフッ化物塗布を実施する。併せて歯科健診・ブラッシング指導も実施する。
口腔衛生指導	乳歯のむし歯予防及び健全な永久歯の発育をめざし、保育園・幼稚園児及び保護者を対象に歯科指導を実施する。
「8020」運動啓発事業 (歯つびいフェスティバル)	歯の衛生週間の事業として、保健所における無料歯科検診、フッ化物塗布、歯みがき指導などのイベントを行い歯科疾患の予防等、歯の衛生に対する意識の普及啓発を図る。

不安を抱える妊婦への分娩前新型コロナウイルス感染症検査事業	出産や育児を控え、新型コロナウイルス感染症の流行に不安を感じている妊婦で、希望する方に対し、新型コロナウイルスへの感染の有無を確認するPCR検査を受ける費用を助成する。
出産・子育て応援給付金事業	妊娠期から出産・子育てまで一貫して子育て家庭に寄り添い、様々なニーズに即した支援につなぐ「伴走型相談支援」と「出産・子育て応援給付金」を一体的に実施する。

5 保健所保健・環境検査課

(令和5年度)

事項名	事業名	概要
理化学検査	食品衛生検査	食品衛生法に基づき、食品の成分規格、食品中の添加物、残留農薬、器具・容器包装等の理化学検査を行う。行政検査と市民等からの依頼検査を行う。
	家庭用品検査	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づき、繊維製品、家庭用洗浄剤、エアゾル製品等の検査を行う。
	水質検査	水道法、遊泳用プールの衛生基準に基づき、飲料水、プール水の理化学検査を行う。また、公衆浴場法及び旅館業法に基づき、浴槽水等の理化学検査を行う。
微生物検査	感染症検査	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、感染症発生時の関係者の保菌検査及び原因究明のための検査を行う。
	食品衛生検査	食品衛生法等に基づき、収去検査及び食中毒発生時の行政検査を行う。また、市民等からの依頼による食品等の微生物検査を行う。
	利用水検査	公衆浴場法及び旅館業法に基づき、浴槽水等の微生物検査を行う。
環境検査	水質検査	水質汚濁防止法等に基づき、河川水や特定事業場排水の水質検査などを行う。
	大気検査	大気汚染防止法に基づき、大気の汚染状況検査や特定事業場の排ガス検査などを行う。
	悪臭検査	悪臭防止法に基づき、工場・事業場から排出される悪臭規制物質の測定及び官能試験による検査を行う。
環境保全対策	法律に基づく届出、許可及び立入調査等の事務	大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、ダイオキシン類対策特別措置法、奈良県生活環境保全条例の特定施設を設置する場合の届出事務及び立入調査事務等を行う。また瀬戸内海環境保全特別措置法の特定施設の設置許可事務、浄化槽法に基づく浄化槽設置等に関する届出事務、土壤汚染対策法の事務等を行う。
	環境の現況調査	水質汚濁防止法に基づく公共用水域の常時監視として河川、地下水、ゴルフ場放流水等の水質検査を行う。大気汚染防止法に基づき、4局の大気汚染測定期で常時監視やPM2.5の成分分析を行う。ダイオキシン類対策特別措置法に基づく大気・公共用水域(河川・底質)・地下水・土壤の測定を行う。また騒音規制法に基づく自動車交通騒音及び環境騒音の実態調査を行う。
	公害関係の苦情対応	現場調査による実態把握、公害関係法令等に基づく発生者に対する指導・勧告を行う。
	環境保全意識の高揚	市民の環境意識高揚のために、10月(浄化槽の日)および2月(水質改善強化月間)に啓発を行う。

6 保健所保健衛生課

(令和5年度)

事項名	事業名	概要
食品衛生	食品関係営業施設の許可及び監視指導	<p>食品衛生法及び食品表示法に基づき、飲食店等の営業許可及び監視指導を行う。</p> <p>食品の安全性を確保するため年間計画に基づき、食品等の収去検査を行うとともに、夏期及び年末には重点監視指導を行う。</p> <p>令和3年6月の改正食品衛生法の施行に伴い、食品事業者自らが実施する衛生管理方法である「H A C C Pに沿った衛生管理」の実施を求める。</p>
	食中毒防止対策	乳幼児や患者などの食中毒のハイリスクグループが利用している保育所、学校、病院等の給食施設について、大量調理施設を中心指導を行う。また、食中毒の発生状況をホームページに掲載するとともに、年間を通じて食品関係営業施設等の関係者に対して講習会を行う。
	食の安全相談窓口	食の安全を脅かす様々な問題が発生していることから、相談窓口を設置し、市民が抱える食に関する疑問及び不安に応える。
	食鳥処理	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づき、立入検査を行い、構造設備の改善及び食鳥肉の衛生的な取扱いについて指導を行う。
生活衛生	ホテル・旅館・簡易宿所・下宿、興行場、公衆浴場の許可及び監視指導	旅館業法、興行場法、公衆浴場法に基づき、各営業施設の許可及び監視指導を行う。
	住宅宿泊事業の届出及び監視指導	住宅宿泊事業法に基づき、届出住宅の届出受理及び監視指導を行う。
	理容所、美容所、クリーニング所の開設検査及び監視指導	理容師法、美容師法、クリーニング業法に基づき、各営業届出の検査及び監視指導を行う。
	専用水道、簡易専用水道、遊泳用プールの設置届出検査及び監視指導	水道法、遊泳用プールの衛生管理基準に基づき、健康被害を未然に防ぐため衛生指導を行う。
	温泉利用施設の利用許可及び監視指導	温泉法に基づき、温泉利用の許可及び監視指導を行う。
	特定建築物の届出検査及び監視指導	建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づき、特定建築物の維持管理についての指導を行う。
	墓地等の経営許可及び監視指導	墓地、埋葬等に関する法律に基づき、墓地、納骨堂、火葬場の経営許可及び監視指導を行う。
	化製場等の許可及び監視指導	化製場等に関する法律に基づき、化製場、死亡獣畜取扱場の設置の許可、動物の飼養又は収容の許可及び監視指導を行う。

生活衛生	ねずみ・衛生害虫の駆除相談	ねずみ、衛生害虫駆除についての相談に応じるとともに浸水家屋発生時に薬剤散布を行う。
	シックハウス相談	シックハウス相談窓口を設置し、必要に応じ簡易測定（ホルムアルデヒド等）を行う。
動物管理	狂犬病予防対策	狂犬病予防法に基づき、犬の登録と狂犬病予防注射済票の交付を行う。また、狂犬病予防法及び奈良県動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、犬の捕獲・収容を行い、人への危害防止に努める。
	動物愛護管理	動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、動物取扱業の登録、特定動物の飼養の許可、犬・猫の引取り及び負傷動物の救護を行う。また、収容した動物に、生存の機会を与える譲渡事業を行う。人と動物が共生する社会を形成するため、動物愛護の理念についての理解と関心を深めることに努める。 犬・猫の飼い主に対しては、鳴き声、ふん尿等による迷惑を及ぼすことのないよう飼い主責任としての自覚を促すとともに、みだりに繁殖し、飼養が著しく困難にならないように不妊去勢手術を奨励し、適正飼養の普及啓発を図る。
衛生統計	人口動態調査	人口動態事象（出生、死亡、死産、婚姻、離婚）を把握し、人口及び厚生労働行政施策の基礎資料を得る。
	国民生活基礎調査	国民の保健、福祉、年金等国民生活の基礎的事項を把握し、厚生行政の企画及び運営に必要な基礎資料を得る。
	地域保健・健康増進事業報告等	地域保健法等の法令の規定に基づき、月報、年報として報告する。（地域保健・健康増進事業報告、衛生行政報告例、病院報告、医療施設調査、患者調査、受療行動調査）
医事薬事	医事	診療所・助産所の開設・変更許可、衛生検査所の登録、施術所・歯科技工所の開設届の受理等及び各施設に対する監視指導を行う。
	薬事	薬局・医薬品店舗販売業・特例販売業・高度管理医療機器等販売業貸与業の許可及び届出の受理・監視指導、毒物劇物販売業の登録・監視指導を行う。
	医療安全相談	市民の医療に関する相談・苦情に迅速かつ適切に対応しその情報を医療機関に提供することを通じて、医療機関自らが行う患者サービスの向上を推進することにより、医療の安全と信頼の向上を図る。
	免許申請等 経由事務	医師・歯科医師・薬剤師等医療従事者の免許申請等の受理、免許証の交付を行う。
	献血推進	県及び日本赤十字社奈良県赤十字血液センターと連携し、献血制度の普及・啓発及び移動献血会場の確保等を行う。
骨髓バンク	骨髓等提供希望者登録推進事業	県及び公益財団法人日本骨髓バンク等と連携し、骨髓バンクのドナー登録の普及・啓発活動を行う。また、骨髓等の移植を推進するため骨髓等を提供した市民に助成金を交付する。
石綿対策	アスベスト健康相談	アスベストによる健康被害についての市民の不安に対応するため健康相談窓口を設置し、健康不安に対応する。

栄養改善	国民健康・栄養調査	国民の身体の状況、栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにし、国民の健康増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得る。
	専門的栄養指導	健康増進法に基づく健康食品の表示、食品表示法に基づく栄養成分表示に関する指導や相談に応じる。
	特定給食施設等指導	健康増進法に基づく特定給食施設等の開始、変更、廃止の届出の受理、個別巡回指導、研修会等集団指導を行う。

7 保健所保健予防課

(令和5年度)

事項名	事業名	概要
結核対策	患者支援	<患者登録業務> 届出に基づき患者及び要観察者を結核登録票によって登録する。 <患者支援> 登録された患者を適切な医療と家庭訪問等保健指導やDOTS事業により治療終了につなげ、結核回復者に対し精密検査を実施する。
	結核医療費公費負担事業	法19条・20条による入院の勧告・措置の入院患者の医療費(法37条)及び結核患者の適正医療(法37条2)を推進するため感染症診査協議会(法24条1)を開催する。
	結核健康診断	<定期健康診断> 結核の早期発見・早期治療を目的に、65歳以上を対象に結核住民検診を実施する。 <接触者健康診断> 届出により疫学調査を実施し、感染を受けた可能性のある家族・接触者に対し、結核の早期発見・まん延防止のために接触者健康診断を実施する。
	普及啓発事業	結核予防のための研修会開催や医療機関、高齢者施設、市民へのパンフレット配布、パネル展示を実施する。
	発生動向調査事業	結核の発生の動向について、年単位で情報を収集・解析する。
感染症対策	感染症発生動向調査事業	感染症の発生の動向について、週単位(一部月単位)で情報収集し、分析及び情報提供を行う。
	感染症予防及び啓発事業	感染症に関する正しい知識を普及し、感染予防及び感染拡大の防止のため、研修会開催や医療機関、高齢者施設、市民へのパンフレット配布、パネル展示を実施する。
	感染症まん延防止対策	届出により疫学調査、接触者調査を実施し、必要に応じて消毒を行い、二次感染を防止する。新感染症等に対応するため、平常時から連絡体制(移送、検査、医療機関等)を整備する。

感染症対策	特 定 感 染 症 (HIV・梅毒・肝炎) 檢 査 及び相 談 事 業	感染不安のある人に対し、匿名・無料で感染症検査・相談を行い、不安の解消や正しい知識の普及を推進する。 通常の感染症検査以外に6月の検査普及週間・12月の世界エイズデーの時期には、夜間等に即日HIV検査を実施している。
	HIV 普及啓発事業	「HIV検査普及週間」「世界エイズデー」等において、HIV感染予防及び人権啓発を行うため、高校、大学、関係機関等と連携し、エイズ研修会の開催やパンフレット配布等の啓発活動を実施する。
精神保健対策	相 談 ・ 訪 問 支 援 事 業	精神障害者やその家族、関係機関等からの精神保健福祉に関する相談に対して、医学的指導、ケースワーク、関係機関への紹介等を行うとともに、必要に応じて家庭訪問を行い、本人の状況や家庭環境・社会環境を把握し、これらに適した支援を実施する。
	集 団 援 助 活 動	精神障害者の社会参加を促進するために、精神障害者の家族を対象に精神保健福祉家族教室を実施する。
	地 域 援 助 活 動	地域精神保健福祉の向上のため、奈良市地域自立支援協議会との連携や精神障害者家族会への支援、連携会議、講師派遣等を実施する。
	アルコール関連問題対策	アルコール関連問題の発生予防やアルコール依存症者の社会復帰の促進を図るため、相談指導及び知識の普及啓発を目的に、アルコール関連問題懇談会、アルコール依存症自助グループ活動支援等を実施する。
	自 殺 予 防 対 策	自殺対策基本法に基づき、奈良市における自殺対策を総合的に実施するため、普及啓発事業や研修会等を開催する。
難病対策	指定難病等の医療費助成申請受付	指定難病 338 疾患及び国が特定疾患治療研究対象と定めた疾患に対して保険適用の医療費の自己負担分を一部または全額公費負担する申請の受付を行う。
	在宅人工呼吸器使用特定疾患患者訪問看護治療研究事業の申請受付	在宅療養中の人工呼吸器使用中の特定疾患患者に対し、診療報酬の回数を超える訪問看護費用の公費負担申請の受付を行う。
	在宅重症難病患者一時入院事業	神経筋難病患者が家族等介護者の疾病、休息等の理由で在宅介護を受けることが困難になった場合、奈良県の指定する拠点、協力病院へ一時的に入院できるよう支援、申請受付を行う。
	重症難病患者コミュニケーション支援事業	特定疾患医療受給者証を保持し、難病に起因するコミュニケーション障害により機器等を介さなければ意思伝達が困難である者やコミュニケーション障害をきたす恐れのある者に対して、コミュニケーション機器の貸し出しの申請受付を行う。
	難病患者地域支援対策推進事業	難病患者及びその家族に対して、介護及び精神的負担の軽減並びにQOLの向上等、地域における日常生活を支援することにより、患者や家族が安心して療養できる環境づくりを推進する。
	療育指導事業	小児慢性特定疾病等長期にわたり療養を必要とする児に対し、相談や訪問及び、関係機関との調整などを行い、日常生活における健康の保持増進及び育児不安の軽減を図る。

原爆被爆者 対 策	被爆者健康手帳・ 各 種 手 当 の 申 請 受 付	原子爆弾被爆者に対し、被爆者健康手帳や各種手当の申請受付を行う。
肝炎対策	肝炎医療費助成 申 請 の 受 付	B型及びC型肝炎ウイルスの除去を目的として行う、核酸アノログ製剤治療（B型）並びにインターフェロンフリー治療（C型）等の医療費の一部を助成する申請の受付を行う。
肝がん・重 度肝硬変医 療費の助成	肝がん・重度肝硬 変医療費の助成申 請 の 受 付	B型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルスによる肝がん又は重度肝硬変に対する医療費が高額療養費に達した月が過去12ヶ月以内に2ヶ月以上ある方の医療費助成の申請受付を行う。
医療給付	未熟児養育医療	指定医療機関での入院養育を必要とする未熟児に対し、医療費の助成を行う。（所得等に応じた自己負担あり）
	自立支援医療 (育成医療)	身体に障害があって手術等の治療により障害が軽くなり、日常生活が容易にできるようになる18歳未満の人が、指定医療機関で治療することに対し医療費の助成を行う。（所得等に応じた自己負担あり）
	結核児童の 療育給付	結核により長期の入院療育を必要としている18歳未満の人に対し、医療の給付及び学用品・日用品の給付を行う。（所得等に応じた自己負担あり）
	小児慢性特定疾 医 療	対象となる疾病的治療を必要とする18歳未満の人が、指定医療機関で治療することに対し、医療費の助成を行う。（所得等に応じた自己負担あり）ただし、継続申請の場合は20歳の誕生日の前日まで期間延長可能。